

書類送付方法のご案内

専有部分の修繕等を行う場合、別紙の「専有部分修繕等工事届」をご記入の上、以下へご郵送くださいますようお願いいたします。

郵送先

〒 230-0062 神奈川県横浜市鶴見区豊岡町8-24 千野建物管理株式会社 管理業務部 宛

※専有部分を修繕される方

当マンションでは管理規約等により、専有部分の修繕を行う際の本書面提出期限が定められておりますので、必ずご確認ください。

搬出入時のエレベーターの独占、共用部分への資材の放置、オートドアの無人開放はトラブルの原因となる為、行わないように依頼業者様へ伝達ください。

専有部分修繕等工事届にご記入いただく個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ①弊社が管理組合との間で締結した管理委託契約業務履行のため
- ②緊急時の連絡のため
- ③契約に伴う資料送付のため
- ④管理マンションにおける改修工事等実施の際の連絡等
- ⑤保険代理店業務における保険事故発生時の連絡、商品のご案内等
- ⑥お客様満足アンケート送付のため
- ⑦各種サービスのご案内のため(当社販売商品)

管理委託契約に定める管理業務を履行するため、お客様の個人情報を個人情報保護法第23条第4項1により保守点検業務及び緊急対応を行う再委託先に提供する場合があります。

千野建物管理株式会社

建物名

管理組合理事長 殿

届出日

西暦 年 月 日

号室

氏名

連絡先

専有部分修繕等工事届

私は、専有部分の修繕に関する細則に基づき、必要書類を添付のうえ、以下のとおり専有部分修繕等工事届を提出いたします。

専有部分工事にあたっては、法定事項及び管理規約並びに専有部分の修繕に関する細則を遵守し他の居住者に迷惑をかけません。万一違反した場合は、私の責任において問題解決することを誓約します。

1. 対象住戸

号室

2. 工事内容

3. フローリング工事の有無

有 ・ 無

4. フローリング工事がある場合
の仕様

メーカー:

品番:

フローリング遮音等級

3. 工事期間

西暦

年

月

日

～

月

日

※間仕切り変更を行う場合は、必ず法に則り自動火災報知器を設置すること。また、設置は管理組合指定業者で実施すること。

※専有部分修繕を行う際は、周辺住戸への告知を行い、十分に説明を行うこと。騒音等の苦情が発生した場合は工事実施業者に責任をもって対応するよう伝達すること。

※本書面と共に設計図、仕様書、工程表を作成し、提出すること。

※日曜・祝日の工事は原則禁止とする。特別な理由がある場合は管理会社へ事前に確認を行い、承認を得ること。

※工事実施時間は9時00分～17時00分(準備・片づけ含む)までとすること。

※資材搬入等を行う際には、共用部分に養生を行い、破損・汚損を防ぐこと。万一、破損・汚損があった場合は、速やかに管理室または管理会社へ報告すること。